

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日高齢者用弁当宅配事業を営む、会社に雇用され、B市所在のB店（以下「事業場」という。）において弁当の調理及び宅配業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日午後4時頃、弁当配達中に、一緒に配達していた事業場社長（以下「社長」という。）から、右足で左膝辺りを蹴られ、さらに左手の手拳で右眼の下の頬を強く強打されたため負傷した（以下「本件災害」という。）としている。

請求人は、本件災害当日及び翌日にC病院に受診し、「右頬部挫傷、顎関節症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件災害による負傷については、請求人は、平成〇年〇月〇日の出来事として主張しているところ、確かに、請求人は同日病院で診察を受け、本件傷病の診断を受けている上、メモ書きにも「〇／〇B配達時の暴力 4～5ヶ所しか(10件程といったが)覚えていないので『ついなぐってしまった。けがを負わずような殴り方はしてないつもりだった』」旨の記載がある。

しかし、①当該メモは請求人自身が記載したに過ぎないものであること、②平成〇年〇月〇日には請求人主張の本件災害現場付近には配達がされていないことをパソコンの記録により審査官が確認しているところ、当該パソコンの記録のデータは、「フランチャイズ本部のみ修正が可能であり、加盟店である事業場が修正することはできない。」と民事裁判で会社側の準備書面(3)において主張されていること、③事業場にいたDは「本件災害当日請求人から、社長に殴られたという話は聞いていたが、顔を見た限り殴られた感じはなく、会話も普通に口を開けて話していたと思う。」と述べていること、④請求人が受診したC病院のE医師の意見書には、請求人の口が開けにくいとの訴えがあり、(外傷性)顎関節症と考えられたことから、歯科口腔外科の受診をすすめた旨の記載があるものの、通常、口が開けにくいほどの暴行を受けた場合、口腔内に裂傷等何らかの痕跡があると思料されるところ、その旨の記載はなく、同医師に勧められたにもかかわらず請求人が歯科口腔外科を受診した記録等はない

ため、請求人が訴える症状が外傷による顎関節症によるものか否かは不明であり、医証によっても当該事実関係は明らかであるとは言えないこと、⑤社長は暴力行為を完全に否定している一方、請求人の主張そのものも具体性を欠いていることなどから、本件災害による負傷についての事実関係は不明であると言わざるを得ない。

したがって、当審査会も審査官が決定書において「本件傷病が社長の暴行により発生したとする客観的事実は認められない。」とした判断は妥当であると判断する。

(2) 請求人は、「システムご利用状況報告書（平成〇年〇月〇日から同月〇日まで）」を提出し、長時間労働に従事していたことを主張するが、請求人の請求の趣旨は、社長の暴行による顎関節症等の負傷の業務起因性判断を求めることにあり、労働時間の問題は本件災害とは関係ないことであって、当該資料は、その内容の正否に関わらず、上記判断を左右するものではない。

(3) なお、請求人は、上記メモに記載されている社長による暴行事件についての事実関係を調査するよう求めているが、当審査会の判断は上記(1)のとおりであり、調査により事実関係が明らかになるとも思われず、さらに、暴力行為があったことの証明は、これを主張する請求人自身がすべきであって、当審査会が調査する必要性は認められない。

3 以上のとおり、請求人の本件傷病の原因は不明であり、業務上の事由によるものとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。